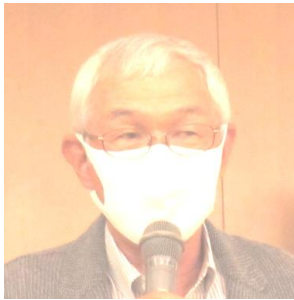


■ 9月例会／高知県生涯現役促進地域連携協議会 主催セミナーに参加



当協議会は9月11日に高知会館で開催された高知県生涯現役促進地域連携協議会主催のセミナーに参加し、「パワハラ防止法」と「70歳雇用確保」について、森本社会保険労務士事務所&ヒューマンマネジメント研究所 社会保険労務士 森本和彦氏による解説を聴講した。参加者は23名。

「パワハラ防止法」については、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動③就業環境を害することの3つの要素によると分析し、この①～③の要素全てを満たすものを職場におけるパワハラと定められたと解説があり、実務対応として、事業主はハラスメントの内容や行為者には厳正に対処する旨の方針と対処内容を明確化し周知の対応、当該労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置及び相談担当者の研修）、その他の雇用管理上必要な措置（ハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応）を講じなければならないと義務化された事及びハラスメントについて相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を中心に解説があった。



「70歳雇用確保」については、最初に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」の目的と制定された経緯について説明があり、その後で2020年の通常国会で成立した高齢者雇用安定法改正で新たに企業に課せられる義務・努力義務のポイント①～⑤について解説があった。

- ① 定年延長・定年廃止・再雇用制度の導入：定年は60歳から65歳に引き上げられ、努力義務としての定年は70歳まで引き上げられた。

- ② 他企業への再就職支援：高齢者の雇用が難しい場合には、他企業への再就職支援が努力義務として課せられる見込み。
- ③ フリーランスで働くための資金提供：雇用契約が終了した高齢者が、会社や組織に所属せず仕事に応じて契約する個人事業主として働き続けるための資金提供を雇用元が行うことを検討。
- ④ 起業支援：高齢者の起業を支援することで努力義務を果たすという方法。
- ⑤ NPO活動などへの資金提供：定年後に社会貢献活動を希望する高齢者に対して資金提供によって活動を支援することが可能となる。

■ 10月例会/台風14号接近に伴い延期

当協議会は10月9日の働き方改革推進セミナーに参加予定であったが、当日台風14号接近の影響で講師の平越弁護士が来高できずセミナー中止となった。

同セミナーの再開催に向け平越弁護士と日程調整を行っており、来年2月に同テーマ「テレワーク導入における労務管理面での留意点について」を開催できるよう調整中である。

■ 第30回労管会員等親睦ゴルフコンペを開催

当協議会では標記ゴルフコンペを10月10日、パシフィックゴルフクラブで開催した。参加者は10名。

優勝は加藤 稔氏（株式会社ソフテック 代表取締役社長）、前日の台風の影響で風が強い中、ベスグロは93で横山昌夫氏（陽和産業株式会社・顧問）

